

令和7年鉾田市農業委員会9月定例総会議事録

日 時	令和7年9月25日（木）午後2時00分				
場 所	市役所 2階 大会議室				
出 欠 状 況	番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名
	1番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣
	2番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信
	3番	荒野 信寿	出	15番	井川 栄
	4番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男
	5番	村上 勝信	出	17番	本沢 千代
	6番	飯岡 政一	出	18番	永井 司
	7番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一
	8番	関根 薫	出	20番	長峰 克巳
	9番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一
	10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚
	11番	石田 一博	出	23番	山口 正重
	12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満
事 務 局	花塚局長 日下部局長補佐 海老原局長補佐兼係長 三島係長				
議 長	6番 飯岡政一（会長）				
議事録署名人	14番 草野克信 15番 井川栄				
書 記	海老原局長補佐兼係長				
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について				
	議案第 2 号 地域計画の変更に対する意見決定について				
	議案第 3 号 農地法第4条の規定による転用許可について				
	議案第 4 号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について				
	議案第 5 号 現況証明書の交付について				
	議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について				
	報告第 1 号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について				

	そ の 他
事 務 局	(開 会) 定刻となりましたので、令和7年鉾田市農業委員会9月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。
会 長	どうも皆さん、こんにちは。昨日までは大分涼しかったのだけれども、今日は打って変わってまた真夏のこんな天気になりましたけれども、今日の新聞見ていたら、100年前の九州の気温が、今関東地方には来ているというか、100年前の温度が今の関東地方で、九州の温度だそうです。それほどかなり地球温暖化で暑くなっているそうです。 それに引き換え黒潮のほうも、蛇行のほうも大分戻ってきたということで、今年は例年になくサンマが豊漁だということで、あとマグロも豊漁だとかってテレビではやっていましたけれども、その点いいことばかり、値段もいいということで、それでやっぱり農家の方も、米のほうも例年どおり取れたということで非常にいいし、それと値段のほうも大分去年と引き続き上がっているということで、この前、私も少し何俵か買わなくてはならないなと思って頼みましたら、やっぱり1俵3万5,000円ということで、波崎のほうの友達からも電話かかってきて、米あったら要らないかと言ったら、要るよと言ったら、では幾らかと言ったら1俵3万6,000円だと。何だ、随分高いな、こっちは3万5,000円なのと言ったら、いや、こちら辺はみんなそうだというわけ。確認したら、やはり農協の買い入れが1俵3万5,000円だそうです。だから大体3万5,000円ということだけれども、場所によってそういう値段が前後しているところもあるけれども、そこら辺であれば農家の方も非常にいいのかなと思っておりますけれども、それでは消費者が困るということで、小泉農水大臣がもう少し価格を下げるようなことを言っていますけれども、国民から人気を得るのにはやっぱり値段を下げる。そうかといったって農家を苦しめなくするのは今の値段がいいということで、なかなか非常に難しいかじ取りをやらなくてはならないのかなと思っております。 新しい総理もここで代わりまして、どういう方向で前のほうが進んでいくようになるかというところはまだ見通せないですけれども、いいことばかり言っていますけれども、実際に総理になったらやっぱりがんじがらめで、なかなか思うようにいかなくなってしまうので

		はないかなと私は思っております。 そういう中で、農家を中心に、やはり私たちは農業委員会ということで優良農地を守らなくてはならないということで、使命を持って毎月定例総会を開いております。そういうことで、皆さんにこれからも優良農地を守って、太陽光のほうもあるけれども、ちょっと太陽光のほうは市のほうで条例をつくって厳しくなっているから、なかなか非常にそこらのところは、太陽光がこれからは案件が減ってくるのではないかなと思っております。それは非常に私たちにとってもいいことかなと思っておりますので、よろしくお願いします。 いろいろまとまらない話をしましたけれども、今日も引き続き皆さんに慎重審議をいただいて、総会を開いていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
事	務 局	ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、鉾田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事の進行を飯岡会長にお願いいたします。
議	長	それでは、ただいまの出席委員は24名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉾田市農業委員会9月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。 会期を本日1日限りと決定したいと思います。ご異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議	長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、14番 草野克信 委員、15番 井川栄 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名

	いたします。
議 長	これより議事に入ります。
	(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議 長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番から番号7番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	番号1番から番号7番まで、ご説明いたします。 申請件数につきましては7件、地目は全て畑で11筆。面積は1万4,493平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買4件、普通贈与1件、交換2件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	それでは、番号1番から番号2番について地元委員の説明を求めます。
箕輪美代子委員	9番、箕輪です。1番と2番を交換ですので、同時に報告したいと思います。 1番の譲渡人の■■■■■さんは、略して■■■■■さんとします。2番の譲渡人の■■■■■さん、これ■■■■■さんは4反1畝、■■■■■さんは2反7畝なのですけれども、面積の違う交換なのですけれども、■■■■■さんの3反8畝のほうは、実際はその倍以上の8反歩近い面積が1筆であったのですけれども、その真ん中に■■■■■さんの農地が入っていて、何を作るにも作りづらいということで、それを半分に分筆しまして、その半分に分筆した農地の約4反歩近くを■■■■■さんのほうに、そして■■■■■さんが所有している2反7畝のほうは、

議 長 山口陽一委員	■■■さんは以前は農家として作付していたのですが、最近は作付しておらず、近くの酪農家の方に貸していたのですが、その方も作っておらず、遊休農地に近い状態で、■■■さんのほうが■■■さんの農地を交換することによって、7反歩近い広い面積でハウスが建てられるということで、建てたハウスにはイチゴを作付したいということでありました。面積の違う交換ですが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 続きまして、番号3番について地元委員の説明を求めます。 10番、山口です。 譲受人の■■■さんと譲渡人、■■■さんは親子の関係です。これから新規就農の中で売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんは自宅に隣接する畑を譲り受け、家庭菜園として大根、白菜などを作付するとのことでございます。農機具については、父の■■■さんから譲り受ける予定で、現地も確認済みであります。以上のような理由から譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第1項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどをお願いします。
議 長 城田俊男委員	続きまして、番号4番について地元委員の説明を求めます。 16番、城田です。3条4番の説明に入ります。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは、お互い耕作する畑が隣同士ということで、■■■さんから売買の話があり、経営規模拡大ということで円満にまとまったということです。■■■さんはこの番地近くにブドウのハウス栽培をしまして、■■■という名前でブドウ、ヤギなど動草している農家です。■■■さんはサツマイモとゴボウ、米などを中心に親子にて増産に申請地を取得したいということでございます。譲受人は農作業に常時300日以上従事しており、下限面積要件、調和要件に支障はないと考えられます。権利移動に係る許可要件についても問題がないと思われるので、よろしくご審議のほどをお願いします。
議 長 長峰克巳委員	続きまして、番号5番について地元委員の説明を求めます。 20番、長峰です。5番について説明いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは知人の間柄でございます。このたび、農業経営規模拡大のため、売買契約が円満

議 長	にまとまったということでございます。■■■さんは、米、甘藷、ヤマモモなどを中心とした農家であり、経営面積も5ヘクタール作っており、熱心に取り組んでおります。以上のような理由から譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障がないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
菅谷幸子委員	続きまして、番号6番について地元委員の説明を求めます。 12番、菅谷です。6番について説明いたします。 譲渡人、■■■さんと譲受人、■■■さんとは親戚の間柄であります。このたび、■■■さんにかねてより借りて使用しておりました野菜畑を譲受されることになり、取得することになりました。新規就農のため、16日に事務局と現地調査もしてきました。小さな針地みたいな耕地になりまして、問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長 関根薫委員	それでは、番号7番について地元委員の説明を求めます。 8番、関根です。7番について説明いたします。 渡し人、■■■さんと受け人の■■■さんは隣地区の方になります。このたび、■■■さんの経営規模拡大ということで契約が円満にまとまったようです。■■■さんはサツマイモなどを中心とした兼業農家であり、夫のほうというと金属解体業を営んでおり、休みのときはそちらを手伝っております。既に農地を、取得した畑も実際サツマイモが定植してあるかどうかを、それも事前に調査して、その場所まで確認してきました。なお、サツマイモ栽培に関するトラクター、消毒の機械、収穫機などは全て一連のやつは全部確認しております。なお、それに、その方の出荷先も調査して、■■■の■■■に出荷伝票等は確認しました。
議 長	以上のような理由から受け人の方も取得後も耕作の事業を行うということは認められ、地域との調和要件においても支障ないと考えられます。つきましては、農地法第3条2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 それでは、番号1番から番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。

議 長	(質疑なしの声あり) 質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号7番について申請どおり許可と決定すること にご異議ございませんか。
議 長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。番号1番から番号7番を申請どおり許可と 決定いたします。
(議案第2号 地域計画の変更に対する意見決定 について)	
議 長	続きまして、議案第2号 「地域計画の変更に対する意見決定に ついて」を議題といたします。
議 長	事務局の説明を求めます。
事 務 局	令和7年9月1日付銚農振第373号で地域計画の変更認可に ついて意見を求められています。土地につきましては、議案書3ペ ージのとおりでございます。申請件数12件、筆数13筆、面積7、 263.07平方メートル、申請目的につきましては、進入路、農 業用倉庫(是正)ほか記載のとおりでございます。意見書(案)に つきましても記載のとおりでございます。令和7年9月25日、銚 田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。
議 長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。

議 長	議案第2号 地域計画の変更に対する意見決定について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
	(議案第3号 農地法第4条の規定による転用許可について)
議 長	続きまして、議案第3号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、申請地、XXXXXXXXXX、地目、田、面積553平方メートル。申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXX。転用施設、長屋住宅、208.68平方メートル。事由、農地法の許可を得ずに、長屋住宅（アパート）を整備して、利用しておりましたので是正したい。 なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます 以上でございます。
議 長 長峰克巳委員	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。 20番、長峰です。1番についてご報告いたします。 この間、9月16日に1番、箕輪委員、21番、梶間委員、そして私、長峰、3人と事務局3人の方で、合計6人で現地調査を行いました。場所については地図1ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんをお願いいたします。 申請地は、都市計画区域内の近隣商業地域であり、農地区分は第3種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、

議 長	3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
荒野信寿委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 3番、荒野です。現況調査員さん、ご苦労さまでございました。番号1番についてご説明いたします。
	申請地は、地図1ページの左側でございます。場所につきましては、主要地方道■■■■■■■■■■付近に位置しております。申請人につきましては■■■■■■■■■■さんであります。申請地は既にアパートを整備しておりまして、今回は正したいとのことで申請が上がっております。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。どうぞ。
大貫修一委員	すみません。4番の大貫です。 これはつい最近建ったアパートですか。
議 長	どうぞ。
事 務 局	事務局のほうから。こちら書類が上がっていきまして、日付的にはつい最近で、令和7年8月9日に建ったかと。
大貫修一委員	私、思うのですけれども、これ業者の方が、ここは農地だから農業委員会にかけなくては駄目なのではないかと普通は言うと思うのです。ただ、■■■■■■■■■■さんには何の責任もないと言ったらおかしいのだけれども、分からないから、大体一般の方は。これは不動産屋が言うべきなのではないですか、こんな始末書を上げるくらいだったら。私はそう思うのだけれども。
事 務 局	始末書のほうに記載されているような内容なのですけれども、現況ももう何十年も作物は作っていないような状態、荒地という状態で、業者のほうも、■■■■■■■■■■さんのほうもここが農地ということに実際気づいていなかった。気づいたタイミングというのが、法務局に建物の登記をしようとしたときに法務局から指摘があって、ここは登記簿上農地だというのが分かって、そこから農業委員会のほうに連絡があって、その後、申請になった。是正の申請をしたいということでお話が出たので、そういうふうな形の経緯であります。
大貫修一委員	あそこが田んぼだと思う人は誰もいないですよ。

事 務 局	誰もいません。現況だけで見てしまっていたような感じでした。
大貫修一委員	それが駐車場だけれども、やっぱり業者の方でちゃんと確認してから仕事を始めてもらいたいものです。
事 務 局	そうですね。事務局のほうからも代理人のほうには伝えてはいますので、登記簿のほうの地目を確認した上で建ててもらおうということとは伝えていきます。
大貫修一委員	その点は業者によく言っておいてください。お願いします。
議 長	そのほかどうでしょうか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	では、質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
	(議案第4号 農地法第5条の規定による権利 の設定、移転を伴う転用許可について)
議 長	続きまして、議案第4号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、権利、使用貸借。申請地、 XXXXXXXXXX 。地目、畑。面積498平方メートル。譲受人、 XXXXXXXXXX 、 XXXX

	■■■■。譲渡人、■■■■，■■■■。転用施設，自己住宅，498平方メートル。事由，現在両親と同居しているが，手狭なため，申請地に自己住宅を建築したい。また，農地法の許可を得ずトイレ，物置等を建築して利用しておりましたので是正したい。 なお，この案件につきましては，既に使用されているため，始末書が添付されています。詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長 梶間幸一委員	それでは，現況調査員の調査報告を求めます。 21番，梶間です。1番についてご報告いたします。 場所については，地図1ページの右側の位置になります。詳細につきましては地元委員さんをお願いします。申請地は集団的に存在する農振地域であるが，集団的に接続した自己住宅として例外的に行っているということで第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して転用目的，位置環境，実現の確実性，計画性，いずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断いたしましたので，ご報告いたします。
議長 齊藤新一委員	それでは，地元委員の説明を求めます。 19番，齊藤です。現況調査員はご苦労さまでした。申請番号1番についてご説明させていただきます。 申請地の場所は1ページの右側にあります。鉾田市内より■■■■を北上し，■■■■から約1キロぐらい右側の場所に■■■■という■■■■さんがあります。そこを右折し，600メートルぐらい行ったところに十文字があり，それを左折し，右側に■■■■がありますけれども，そこを右折して200メートルぐらい進んだ左側です。■■■■といういちご園さんのところです。譲渡人，■■■■さんと譲受人，■■■■さんは親子の関係です。■■■■さんは■■■■さんの長男が■■■■（■■■■）のほうを営んでいるのですが，6年前にサラリーマンをやっていたのですが，辞めて，お兄さんの手助けというか，お兄さんと一緒に農業をやっています。 倉庫のほうに何か寝ていたそうなのですが，実習生が増えて寝る場所がなくなってしまって，申請地に住宅を建てるとことです。それで農地法の許可を得ずトイレ，物置等を建築しましたので，始末書を添付されております。問題のない案件と思われます。

議 長	ので、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第5号 現況証明書の交付について)
議 長	続きまして、議案第5号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。
議 長	関連があるので、番号1番、番号2番を一括して上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、番号2番を続けて説明いたします。番号1番、届出地、 [REDACTED]、台帳地目、畑、面積、24平方メートル。同じく [REDACTED]、台帳地目、畑、面積、27平方メートル。計2筆、51平方メートル。申請人、 [REDACTED]。 続きまして、番号2番、届出地、 [REDACTED]、台帳地目、畑、面積56平方メートル。同じく [REDACTED]、台帳地目、畑、面積、91平方メートル。計2筆、147平方メートル。申請人、 [REDACTED]。番号1番から2番とも届出年月日、令和7年9月1日、確認年月日、令和7年9月16日。転用事実証明となります。 以上でございます。

議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
箕輪秀克委員	1 番，箕輪です。1 番，2 番について報告いたします。 場所については，地図 2 ページの左側です。現地確認しましたところ，転用目的どおりに農業用道路として使用しているようでありました。3 人の総合意見として現況証明書の交付は可と判断いたしましたので，ご報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
伊藤美智男委員	2 番，伊藤です。現況調査員の方にはご苦労さまです。申請番号 1 番，2 番について一括でご説明いたします。 申請地は，地図 2 ページの左側です。場所は [REDACTED] から市道を北へ 1，500 メーターぐらい行ったところの信号を越えて右側です。申請地は，令和 7 年 3 月 31 日に制限除外の届出の土地となっております。現況は目的どおり農業用道路として利用されております。 地図のほうなのですが，赤いところ，これちょっと見づらいのですね，4 筆になっております。問題ない案件と思われますので，よろしくご審議のほどお願い申し上げます。 以上です。
議 長	それでは，番号 1 番，番号 2 番について質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号 1 番，番号 2 番を申請どおり現況証明書を交付することに，ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認めます。番号 1 番，番号 2 番を申請どおり現況証明書を交付することに，決定いたします。
議 長	続きまして，番号 3 番を上程いたします。事務局に説明させます。

事 務 局	番号3番, 届出地, [REDACTED], 台帳地目, 畑, 面積1, 227平方メートル。申請人, [REDACTED], [REDACTED]。変更年月日, 平成15年12月2日以前, 確認年月日, 令和7年9月16日。非農地証明となります。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
箕輪秀克委員	1番, 箕輪です。3番について報告いたします。 場所については, 地図2ページの右側の位置です。平成15年頃から既に資材置場として使用している状況です。3人の総合意見として非農地証明書の交付は可と判断いたしましたので, 報告いたします。
議 長	それでは, 地元委員の説明を求めます。
井川栄委員	15番, 井川です。3番について説明いたします。 申請人の[REDACTED]さんは, 親の代から土建業を営んで, 現在も営んでおります。先ほど現況調査員の皆さんの報告がありましたけれども, 平成15年頃から資材置場として利用してきていたということでございます。このたび, 地目変更登記のための申請でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。現況調査員の皆さん, 大変ご苦労さまでした。
議 長	それでは, 番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり現況証明書を交付することに, ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり現況証明書を交付することに, 決定いたします。

		(議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について)
議	長	続きまして、議案第6号 「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。
議	長	事務局に説明させます。
事	務	農用地利用集積等促進計画(案)において、意見を求められています。申請人につきましては3名、筆数は6筆で、合計面積は1万4,238平方メートルとなっております。意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。令和7年9月25日、鉾田市農業委員会会長、飯岡政一。
		以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定については、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。 (報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)
議	長	続きまして、報告第1号 「農地法第3条の3第1項の規定によ

事 務 局	る農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。 9件の届出がございました。70筆で面積につきましては合計で10万9,727.24平方メートルでございます。内容は相続による所有権移転となっております。 以上でございます。
議 長	以上で、議案の審議及び報告を終わります。
議 長	続きまして、何かありましたらお願いいたします。 事務局、どうぞ。
事 務 局	では、すみません、事務局のほうから何点か報告いたします。 まず最初に、農業委員、農地利用最適化推進委員の法令遵守についてという通知文をお願いします。こちらなのですが、10月26日に鉾田市長選挙がございます。また、鉾田市議会議員補欠選挙も同日にあることも想定されております。先月の総会でもお願いはしておりますが、今回は特に身近な選挙となります。農業委員及び推進委員は、その地位を利用して選挙運動をすることはできないことになっております。法令に違反して責任を問われ、あるいは法令に違反しているかのごとき疑惑を招くことのないようお願いしたいと思います。詳細については裏面のほうに記載されておりますので、後でお目通しいただきたいと思います。よろしくお願いします。 推進委員さんのほうには郵送でお願いをしたいと思っております。 続きまして、農業委員視察研修の通知のほうを御覧ください。11月4日火曜日から5日水曜日に実施をいたします。視察場所は神奈川県平塚市のJA全農営農・技術センターとなっております。一応今のところの予定としましては、集合時間は午前7時に鉾田市役所になりますので、2枚目のほうに行程表です。こちらのほうは観光会社のほうから出ているものをそのまま写したような形になっておりますので、ご参考にさせていただきたいと思います。 万が一、欠席の場合は、遅くなるとキャンセル料とかが発生してきますので、もし都合が悪くなってしまったときは、そういった方は早めに事務局までご連絡をお願いいたします。 続きまして、鹿島地区農業委員・推進委員研修大会の通知文のほうをお願いします。こちらが「第64回鹿島地区農業委員・推進委員研修大会」ということで、11月14日金曜日に開催されます。公用バスを用意する都合上、出席者数を把握する必要がありますの

	で、こちらのご連絡のほうを10月3日までに出席の報告をお願いしたいと思います。 裏が、2枚目のほうです。こちらのほうに今回の表彰の対象者が名前のほうを載せてありますので、よろしくお願いしたいと思います。 続きまして、「祝賀会及び忘年会の開催について」という通知を御覧ください。こちらは鹿島地区農業委員・推進委員研修大会の終了後に、いこいの村涸沼で予定をしております。こちらも併せての出席のご報告をお願いいたします。 続きまして、資料のほうはないのですが、農業委員向けのタブレット研修というのが10月10日に開催いたします。タブレットが農業委員全員分用意できましたので、そこで今回、貸出しをして、全員に持ち帰っていただく予定としております。しばらくは、議案書はペーパーとタブレットで併用いたしますが、時期を見て議案書のほうをペーパーレスにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。 続きまして、こちらにもペーパーがないのですが、政策秘書課のほうから銚田市合併20周年記念式典のご案内があったかと思いますが、10月11日、式典の出席のほうをよろしくお願いいたします。 続きまして、こちらにも通知文はないのですが、12月18日です。先になるのですが、地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る運動推進大会が12月18日にザ・ヒロサワ・シティ会館で開催されます。こちらのほうは農業会議のほうから通知がありましたら、皆様に通知をいたしますので、こちらにも出席できるように予定を空けていただきたいと思います。 あわせて、報告事項なのですが、活動日誌9月分までもし上げていない方がいらっしゃったら、至急提出をお願いいたします。 以上でございます。
議長 菅谷美尚委員	そのほかありましたら、どうぞ。 すみません、22番、菅谷です。 会長の現地調査というあれなのですが、前々回、自分らがやったときに、本沢さんと一緒だったので、会長また一緒に行くの大変だということで、会長も一緒に参加していただいたのです。これって会長がやらずに一緒にやってはまずいのですか。会長は、結局、普通の人と一緒に行って確認して、それで1回で終わらせることはできないのですか。
議長	事務局、ちょっと説明してください。

事 務 局	現地調査員で判断の部分と、あと会長はまた別の視点で見るとい うような流れで別日にしているような形になっておりますので、現 地調査員のほうは中立で現地を見るのと、会長はそれを再度確認す るような扱いになっておりますので、一緒にやっても駄目というこ とはないのですけれども、もしそこで考え方が現地調査員と会長の 考え方がそこがあるとあれなので、一応中立的な立場で現地調査員 が見るという形をお願いしております。
菅谷美尚委員	では、たまたまうちらがやったときは一緒になってしまったから ということなのですね。それで通るのだったら、事務局も二重の 手間になるところが1日で済むわけだから、それ改革になると思う のです。だから1日で会長も現地調査員の人と一緒に調査してもら うような方向にしてもらえば事務局も楽ではないですか、2回行く よりは。私どもが2回行くわけだから。それで会長は現地調査員の 人と違う判断があれば、会長にそれは指摘してもらえばいいことな ので、これ事務局の人大変だと思うので、そういう方向に持ってい ったらいいいのではないかと自分は思うのですけれども、これ一応提 案だけ検討してもらえばありがたいです。
議 長	どうぞ。
大貫修一委員	■地区で現地調査員があつたのです。25日までは工事はでき ないわけだったので、現地調査員が終わった時点では、 その日までは工事やってなくて、会長がその後行ったら工事をやっ ていて、これは駄目だということで工事をストップかけたというの もあつたのです。だからこれ会長も後から行けばよかったというこ とがあるのです。だからこういうのも別に悪くはないのではないかな と私は思うのですけれども。
菅谷美尚委員	その意見はもちろん正論だと思うのですけれども、業者さんに、 もう間違いなく25日が一応定例なので、それが終わるまでは工事 を始めないでください、執行部のほうで申請に行ったときに強く 言えば、それは済むことではないかと思うのです。だから、あとは もしかして地元委員さんが見て、もしも工事なんか始まったときは 事務局のほうに言ってもらえれば、それはそれで済むことなので、 一応事務局も2回行くことを考えると、1回で済ませてもらうと何 か事務局の負担が少なくなると思うのですけれども、それは一応自 分の提案なので、そういうことです。
大貫修一委員	あのときは、私、これまでそういうことがなかったものですから、

	初めてのまさかということがあったので油断をしたということで、見に行かなかったのです。
菅谷美尚委員	いやいや、それは大貫さんのせいではない。
大貫修一委員	全然俺らのせいと思っていないから。だけれども、事業所、工事が始まったのですけれども、会長が行ったときに。それは後で見たら始まったので叱咤をして、あれですよって、そんな言い方ではなかったけれども、強く言って工事をストップした経験がある。だから私としては見に行かないということはいいいですけれども、そういうことがあったということをはいたかった。
議 長	どうぞ。
事 務 局	それに関しては、ちょっと今後、検討ということで、会長と相談しながら検討していきたいと思いますので、しばらくは今の流れでちょっとやるような形でいければなと思っております。
議 長	今の意見は、どちらも筋が通っていますよね。確かに1回で行けば、それは1回で済むし、言われたとおりに大貫委員が言うように四、五日たってから行って工事が始まってしまっていると、やっぱりそれが発見できたとかというのもあるし、これは一長一短あるものだから、どちらがどちらとは言わず、私はたまたま今回は本沢さんがその中に入っているならば、俺たちがわざわざそれで行くよりかと一緒にやってしまったほうが1回で済むのだけれども、それでよかっぺということで俺も口に出してそういうふうな一回でと言ったのだから、だからこれはどちらもいいとか悪いとかいうより、やっぱり一長一短、どちらもお互いにあるわけだから、それは後で事務局に課題として少しいい方向を相談してもらうように。当分の間は今まででやっていただいて、それであとは事務局がちょっと考えていただければいいかなと思っているのです。 今、私も言われたけれども、現地調査員の方が3人行って、その後、四、五日たってから私が行くということも全然普通、今まで何年もやってきたからそれが普通だと思ったけれども、菅谷委員に言われれば、そういうことも一回で済むならばなるほどと思う。いいなという考えを持ちました。だけれども、今言ったとおり、大貫さんが行ったように、後で考えればそういうこともあったら、どちらがいいとか悪いとかではなくて、事務局で簡単ないい方法で一つずつやってもらうようにさせていただきたいと思いますので、事務局に任せていただくようにお願いします。そういうことで。 そのほかありましたら、どうぞ。

草野克信委員	14番, 草野です。これは事務局への要望で, 今日提出した農業者年金加入推進対象者名簿, これ今年, 去年も加入推進して, 加入しないとはっきり加入見込みなしと丸をつけて提出しました。でも, 今年度も全く同じその名簿に入っていて, 二度, 三度あるので, もう何回来ても駄目なものは駄目, はっきりやっているので, 次年度からは今回提出した名簿を精査して, その人は削除してもらいたいです。 そして, 鉾田市は対象者が多いと言われていますが, 加入しない人を減らせば加入率は絶対多くなるはずなので, 来年度からも続く仕事なので, その辺はよく対応をお願いします。 以上です。
議長 事務局	事務局, どうぞ。 よく精査して, 入らないという人は削除させていただくような形を取らせていただきたいと思います。ただ, もし農業者年金という言葉が誰も知らないというのがよくないので, 周知のほうだけは続けてお願いできればなと思っておりますので, よろしくをお願いします。
議長 山口正重委員	はい。 23番, 山口です。これはちょっとお知らせなのですけれども, 29日に合庁で13時から特定技能の派遣の説明会, 10月から最低賃金が上がるということで, 人数を増やそうか, それとも派遣を使って忙しい時期に使うかという説明会があります。日本全国から10社近く来る予定で, 一回県のほうで集まりがあって私参加したのですけれども, 興味のある方, また使いたいなという方があれば29日の13時から合庁のほうで10社くらい多分業者が来るので, 直接話ができるので, 興味のある方, ぜひ出席のほどをお願いします。 以上です。
議長	ありがとうございます。 そのほかに何かありましたらば。
大貫修一委員 事務局	活動日誌9月分は今日まで。 今日までではないのですけれども, 早めに。

大貫修一委員	まだ9月終わっていないのだけれども。
事務局	9月終わってから。
議長	そのほかどうでしょうか。
	(発言なし)
議長	私のほうからもちっと一言だけ皆さんにお知らせします。農業者年金は、やはり私も何件か歩いて、入りたいというのだけれども、行ってなかなか忙しくて会えないから畑まで行っても、どこの畑だか分からないから、ある程度、事務局、これ何歳まで入れるの。この前、俺入ると言ったらば、60過ぎたけれども入れるのかなと言われたのだけれども。
事務局	すみません。基本的に60歳までになります。65まで特例で入れるのもあるのですけれども、国民年金の延長で65歳まで国民年金のほうも延長して積んでいただければ、農業者年金のほうも65までは入れるようになります。
議長	分かりました。 それで、県の農業会議所のほうからそういう農業者年金の加入率でいつも銚田市が一番加入率が悪いと指摘されるのです。ワースト1位なのです。それはやはりこういった61歳になるような人も農家にいっぱいいるのです。それとか、あとやめてしまった人も。それも多分含まれるのではないかなと思うのだけれども、だから銚田が常にワースト1位に持っていかれてしまうのではないかなと思うのだ。あの表を見られたならば、俺はあのとき過ぎてしまった。銚田が一番本当に加入率が悪いということである程度言っているのだけれども、入ってくれと言ったって、そんなに農業者年金ばかり入ってられないし、さっき草野さんが言うように、3回も行って、入らないと言われた人間に何度も言ったって入らないぞ。それは行っても。だけれども、そういうことは県の会議所のほうでも分かっているのではないかなと思う。そういうことを今度集まりがあったらばある程度会議所のほうにも伝えておきますので、そういうことで幾らかでも、1人年間に2人くらいずつ、24人の中で2人ずつ加入してもらえば幾らかでもいいかなと思っている。ゼロならやっぱり顔向けできないから、そういうものでやはり2人か3人を銚田市からなってもらうように私も頑張りますので、皆さんもどうかその点はよろしくお願いします。 そのほか何かありましたらば。

事務局 議長 議長	視察研修の服装は、やっぱりバッジか何かつけるのか、それとも身分証明書。 11月なので、ちょうどネクタイまで必要になると思います。2日目、もし■■■■に行くのであれば、やはりそれなりの格好はしていないとならないかなと思います。 そういうことである程度、今事務局の説明で普通のスーツを着ていくようなそういうあんばいをお願いします。車の中だから、研修の洋服だけでいいと思いますので。 あと何かありましたらお願いします。 (なしの声あり) それでは、議事日程を全て終了いたします。慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、銚田市農業委員会9月定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。 午後2時57分 閉 会 署 名 人 議長（会長） _____ 14番 委 員 _____ 15番 委 員 _____
--------------------------------	--